

【備考】

△印は再履修授業科目を示す。また、【建築環境コース】とある項目以外は、コース間で共通である。

【履修要件】

- 1 上位年次科目の履修制限：上位年次の授業科目を履修することはできない。ただし、関連科目においては2年次から、専門選択科目においては3年次から、この制限を設けない。
- 2 他学部・他学科開講科目：他学部、他学科開講の授業科目を履修する場合には、受講者数に制限があるので担任者の許可が必要である。他学部、他学科が受講を認めない科目については履修できない。
- 3 履修登録単位数の上限：1年間に履修登録できる単位数は、54単位を上限とし、かつ各セメスターに履修できる上限は30単位とする（通年科目については、その科目の単位数を二分割し、各セメスターの単位数として換算する）。ただし、2年以上在学し、各セメスター30単位以下、年間54単位以下では4年次への進級要件を満たさない場合に限り、学科主任の許可を得て、本制限を超えた履修を認めることがある。なお、第二外国語、選択英語、卒業要件単位数に算入されない資格教育課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」については、本制限を適用しない。
- 4 微分積分学入門：本科目の履修は「微分積分学A」及び「微分積分学B」の未修得者に限る。

【コース制】

- 1 コース申請：2年次の第3セメスターの初めに学科で実施する志望コース申請に基づき決定する。
- 2 コース変更：希望者は、特別な事情がある場合を除き、2年次第3セメスター終了時、第4セメスター終了時に変更申請を学科に提出する必要がある。その後、それまでの学業成績等を参考に選考を行い、学科の承認を経て認める。

【進級要件】

(1年次から2年次) 1年次終了までに下記の単位を修得しなければならない。

- 1 必要単位数：卒業要件単位数のうち、以下の必要修得科目を含めて26単位以上。
- 2 必要修得科目：FYS、及び1年次履修の専門必修科目から10単位以上。

(3年次から4年次) 3年次終了までに下記の単位を修得しなければならない。

- 1 必要単位数：卒業要件単位数のうち、以下の必要修得科目を含めて100単位以上。ただし、編入学者に対しては別途認定する。
- 2 必要修得科目【建築環境コース】
 - (1) 基礎科目から物理学実験A、微分積分学A、B、物理学概説、物理学Aを含めて17単位以上。
 - (2) 3年次までの専門必修科目27単位以上。
 - (3) 環境システム計画演習I、環境システム計画演習II、建築環境工学実験から3単位以上。

【学外単位認定制度】

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位数に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

【卒業要件】

- 1 卒業要件単位数【建築環境コース】：4年以上在学し、学則所定の次表の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。

授業科目	共通教養科目										専攻科目					合計		
	共通基盤科目					共通テーマ科目					基礎科目		専門科目					
	FYS (必修)	外国語科目 (必修)	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経営を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考える	公共の新しいかたちを求めて	共通教養科目合計	基礎必修科目	基礎選択科目	専門必修科目		専門選択科目	関連科目
入学年度																		
2014年度以降入学	2	8	4	4	4	8					32	16	4	65	8	93	125	

- 2 共通教養科目について：FYS（必修）2単位、外国語科目（必修）8単位、「人文の分野」「社会の分野」「自然の分野」からそれぞれ4単位、共通テーマ科目から2単位修得しなければならない。そのほかにも4分野及び共通テーマ科目から8単位以上修得し、計32単位以上修得しなければならない。なお、人間形成の分野「スポーツ文化I～III」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
- 3 外国語科目について：必修科目としての英語を8単位修得しなければならない。
- 4 関連科目（単位換算）について
 - (1) 共通教養科目で「卒業要件単位数」を超える単位は、関連科目に換算できる。
 - (2) 同一言語同一名称の科目をI・IIのペアで修得した（必修以外の）外国語科目は、関連科目に換算できる。
 - (3) 他学部、他学科開講の専攻科目は、関連科目に換算できる。
- 5 総合工学プログラムについて：同プログラムから建築学科に所属された学生は、同プログラムの卒業要件に従って履修した専攻科目の修得単位を建築学科の専攻科目に置き換えることができる。

教育課程表における標準年次の区切線について

- ① 標準年次が実線（——）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線（……）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、【履修要件】等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

【備考】

△印は再履修授業科目を示す。また、【建築構造コース】とある項目以外は、コース間で共通である。

【履修要件】

- 1 上位年次科目の履修制限：上位年次の授業科目を履修することはできない。ただし、関連科目においては2年次から、専門選択科目においては3年次から、この制限を設けない。
- 2 他学部・他学科開講科目：他学部、他学科開講の授業科目を履修する場合には、受講者数に制限があるので担任者の許可が必要である。他学部、他学科が受講を認めない科目については履修できない。
- 3 履修登録単位数の上限：1年間に履修登録できる単位数は、54単位を上限とし、かつ各セメスターに履修できる上限は30単位とする（通年科目については、その科目の単位数を二分割し、各セメスターの単位数として換算する）。ただし、2年以上在学し、各セメスター30単位以下、年間54単位以下では4年次への進級要件を満たさない場合に限り、学科主任の許可を得て、本制限を超えた履修を認めることがある。なお、第二外国語、選択英語、卒業要件単位数に算入されない資格教育課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」については、本制限を適用しない。
- 4 微分積分学入門：本科目の履修は「微分積分学A」及び「微分積分学B」の未修得者に限る。

【コース制】

- 1 コース申請：2年次の第3セメスターの初めに学科で実施する志望コース申請に基づき決定する。
- 2 コース変更：希望者は、特別の事情がある場合を除き、2年次第3セメスター終了時、第4セメスター終了時に変更申請を学科に提出する必要がある。その後、それまでの学業成績等を参考に選考を行い、学科の承認を経て認める。

【進級要件】

(1年次から2年次) 1年次終了までに下記の単位を修得しなければならない。

- 1 必要単位数：卒業要件単位数のうち、以下の必要修得科目を含めて26単位以上。
- 2 必要修得科目：FYS、及び1年次履修の専門必修科目から10単位以上。

(3年次から4年次) 3年次終了までに下記の単位を修得しなければならない。

- 1 必要単位数：卒業要件単位数のうち、以下の必要修得科目を含めて100単位以上。ただし、編入学生に対しては別途認定する。
- 2 必要修得科目【建築構造コース】
 - (1) 基礎科目から物理学実験A、微分積分学A、B、物理学概説、物理学Aを含めて17単位以上。
 - (2) 3年次までの専門必修科目27単位以上。
 - (3) 鉄骨構造の設計及び演習、鉄筋コンクリート構造の設計演習、建築構造・材料実験から3単位以上。

【学外単位認定制度】

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位数に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

【卒業要件】

- 1 卒業要件単位数【建築構造コース】：4年以上在学し、学則所定の次表の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。

授業科目 入学年度	共通教養科目										専攻科目					合計		
	共通基盤科目					共通テーマ科目					基礎科目		専門科目					
	FYS (必修)	外国語科目 (必修)	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経済を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考える	公共の新しいかたちを求めて	共通教養科目 合計	基礎必修科目	基礎選択科目	専門必修科目		専門選択科目	関連科目
2014年度 以降入学	2	8	4	4	4			2			32	16	4	63	10 (関連8 まで)		93	125

- 2 共通教養科目について：FYS（必修）2単位、外国語科目（必修）8単位、「人文の分野」「社会の分野」「自然の分野」からそれぞれ4単位、共通テーマ科目から2単位修得しなければならない。そのほか4分野及び共通テーマ科目から8単位以上修得し、計32単位以上修得しなければならない。なお、人間形成の分野「スポーツ文化I～III」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
- 3 外国語科目について：必修科目としての英語を8単位修得しなければならない。
- 4 関連科目（単位換算）について
 - (1) 共通教養科目で「卒業要件単位数」を超える単位は、関連科目に換算できる。
 - (2) 同一言語同一名称の科目をI・IIのペアで修得した（必修以外の）外国語科目は、関連科目に換算できる。
 - (3) 他学部、他学科開講の専攻科目は、関連科目に換算できる。
- 5 総合工学プログラムについて：同プログラムから建築学科に所属された学生は、同プログラムの卒業要件に従って履修した専攻科目の修得単位を建築学科の専攻科目に置き換えることができる。

教育課程表における標準年次の区切線について

- ① 標準年次が実線（——）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線（……）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、【履修要件】等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。

【備考】

×印は選択必修科目，△印は再履修授業科目を示す。また【デザインコース】とある項目以外は，コース間で共通である。

【履修要件】

- 1 上位年次科目の履修制限：上位年次の授業科目を履修することはできない。ただし，関連科目においては2年次から，専門選択科目においては3年次から，この制限を設けない。
- 2 他学部・他学科開講科目：他学部，他学科開講の授業科目を履修する場合には，受講者数に制限があるので担任者の許可が必要である。他学部，他学科が受講を認めない科目については履修できない。
- 3 履修登録単位数の上限：1年間に履修登録できる単位数は，54単位を上限とし，かつ各セメスターに履修できる上限は30単位とする（通年科目については，その科目の単位数を二分割し，各セメスターの単位数として換算する）。ただし，2年以上在学し，各セメスター30単位以下，年間54単位以下では4年次への進級要件を満たさない場合に限り，学科主任の許可を得て，本制限を超えた履修を認めることがある。なお，第二外国語，選択英語，卒業要件単位に算入されない資格教育課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」については，本制限を適用しない。
- 4 微分積分学入門：本科目の履修は「微分積分学A」及び「微分積分学B」の未修得者に限る。

【コース制】

- 1 コース申請：2年次の第3セメスターの初めに学科で実施する志望コース申請に基づき決定する。
- 2 コース変更：希望者は，特別の事情がある場合を除き，2年次第3セメスター終了時，第4セメスター終了時に変更申請を学科に提出する必要がある。その後，それまでの学業成績等を参考に選考を行い，学科の承認を経て認める。

【進級要件】

- (1年次から2年次) 1年次終了までに下記の単位を修得しなければならない。
- 1 必要単位数：卒業要件単位数のうち，以下の必要修得科目を含めて26単位以上。
 - 2 必要修得科目：FYS，及び1年次履修の専門必修科目から10単位以上。
- (3年次から4年次) 3年次終了までに下記の単位を修得しなければならない。
- 1 必要単位数：卒業要件単位数のうち，以下の必要修得科目を含めて100単位以上。ただし，編入学者に対しては別途認定する。
 - 2 必要修得科目【デザインコース】
 - (1) 基礎科目，及び共通教養科目の卒業要件単位（合計32単位）を超える「自然の分野」の単位の合計が16単位以上。
 - (2) 3年次までの専門必修科目30単位以上。

【学外単位認定制度】

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は，本学における授業科目の履修とみなし，卒業要件単位に算入することができる。なお，横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は，各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で，本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で，本学の授業科目として認定された単位。

【卒業要件】

- 1 卒業要件単位数【デザインコース】：4年以上在学し，学則所定の次表の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。

授業科目 入学年度	共通教養科目											専攻科目				合計		
	共通基盤科目						共通テーマ科目					基礎科目		専門科目				
	FYS (必修)	外国語科目 (必修)	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経済を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考へる	公共の新しいかたちを求めて	共通教養科目合計	基礎必修科目	基礎選択科目	専門必修科目		専門選択科目	関連科目
2014年度以降入学	2	8	4	4	4		8					32	12	8	60	13 (関連8まで)	93	125

- 2 共通教養科目について：FYS（必修）2単位，外国語科目（必修）8単位，「人文の分野」「社会の分野」「自然の分野」からそれぞれ4単位，共通テーマ科目から2単位修得しなければならない。そのほか4分野及び共通テーマ科目から8単位以上修得し，計32単位以上修得しなければならない。なお，人間形成の分野「スポーツ文化I～III」は，2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
- 3 外国語科目について：必修科目としての英語を8単位修得しなければならない。
- 4 基礎必修科目について【デザインコース】：必修科目として物理学概説4単位を，また選択必修科目として物理学実験Aまたは化学実験Aより2単位以上，微分積分学A，微分積分学B，物理学A，幾何学Aより6単位以上を含まなければならない。
- 5 基礎選択科目について【デザインコース】：共通教養科目の卒業要件単位（合計32単位）を超える「自然の分野」の単位を8単位まで含めることができる。
- 6 関連科目（単位換算）について
 - (1) 共通教養科目で「卒業要件単位数」を超える単位は，関連科目に換算できる（ただし上記5との重複は認めない）。
 - (2) 同一言語同一名称の科目をI・IIのペアで修得した（必修以外の）外国語科目は，関連科目に換算できる。
 - (3) 他学部，他学科開講の専攻科目は，関連科目に換算できる。
- 7 総合工学プログラムについて：同プログラムから建築学科に所属された学生は，同プログラムの卒業要件に従って履修した専攻科目の修得単位を建築学科の専攻科目に置き換えることができる。

教育課程表における標準年次の区切線について

- ① 標準年次が実線（——）で区切られている場合，原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線（……）で区切られている場合，原則として上位年次の授業科目は履修できますが，【履修要件】等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。